|  |  |
| --- | --- |
| 契約番号収入印紙 |  |

建　設　工　事　請　負　契　約　書

１　工事名 ：

２　工 事 場 所 ： 陸上自衛隊通信学校

３　工　　　 期 ： 平成　　年　　月　　日　から

平成　　年　　月　　日　まで

４　請負代金額 ： ￥－

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥－　）

５　契約保証金 ： 免　除

６　解体工事に要する費用等 ： 該当なし

７　住宅建設瑕疵担保責任保険 ： 対象外

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、

次の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものと

する。

また、受注者が共同企業体の場合には、受注者は、共同企業体協定書によりこの契約

書記載の工事を共同連帯して請け負う。

［注］当該工事に係る共同企業体協定書の写しをこの契約書に添付するものとする。

本契約書の証として本書２通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自１通

を保有する。

平成　　年　　月　　日

発注者　　　契約担当官

陸上自衛隊通信学校

会計課長

受注者　　　住　所

会社名

代表者

（総則）

第１条　発注者及び受注者は、この契約書に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、

現場説明書及び質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、こ

の契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）

を履行しなければならない。

２　受注者は、契約書記載の工事をこの契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発

注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。

３ 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工

方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を

除き、受注者がその責任において定める。

４ 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

５ この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わな

ければならない。

６ この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

７ この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

８ この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特

別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第５１号）に定めるところによる

ものとする。

９ この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治２９年法律第

８９号）及び商法（明治３２年法律第４８号）の定めるところによるものとする。

10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁

判所とする。

12 受注者が共同企業体の場合においては、発注者は、この契約に基づく全ての行為を

共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの

契約に基づく全ての行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、

また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表

者を通じて行わなければならない。

（関連工事の調整）

第２条発注者は、この契約に基づき受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第

三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において必要があるときは、そ

の施工につき調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整

に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

（請負代金内訳書及び工程表）

第３条 受注者は、この契約締結後１４日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書

（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

２ 内訳書及び工程表は、この契約書の他の条項において定める場合を除き、発注者及

び受注者を拘束するものではない。

（契約の保証）

第４条 受注者は、この契約の締結と同時に、次のいずれかに掲げる保証を付さなけれ

ばならない。ただし、第４号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちに

その保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者

が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法

律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以

下同じ。）の保証

(3) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

２ 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第４項において「保証

の額」という。）は、請負代金額の１０分の１以上としなければならない。

３ 受注者が、第１項第２号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代

わる担保の提供として行われたものとし、同項第３号又は第４号に掲げる保証を付し

たときは、契約保証金の納付を免除する。

４ 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の１０分の１

に達するまで、発注者は保証の額の増額を請求することができ、受注者は保証の額の

減額を請求することができる。

第４条の２ 受注者は、この契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証す

る公共工事履行保証証券による保証（瑕疵担保特約を付したものに限る。）を付さな

ければならない。

２ 前項の場合において、保証金額は、請負代金額の１０分の３以上としなければなら

ない。

３ 請負代金額の変更があった場合には、保証金額が変更後の請負代金額の１０分の３

に達するまで、発注者は保証金額の増額を請求することができ、受注者は保証金額の

減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

第５条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承さ

せてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

２ 受注者は、工事目的物及び工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第１３

条第２項の規定による検査に合格したもの及び第３９条第３項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第６条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその

機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならな

い。

（下請負人）

第７条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知

を請求することができる。

２ 受注者は、次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和２４

年法律第１００号）第２条第３項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下この条において「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

(1) 健康保険法（大正１１年法律第７０号）第４８条の規定による届出の義務

(2) 厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）第２７条の規定による届出の義務

(3) 雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第７条の規定による届出の義務

３ 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、

当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

1. 受注者と直接下請契約を締結する下請負人

当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる

場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合において、受注者が、発注者

の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出の義

務を履行し、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を発注者に提出したとき。

1. 前号に掲げる下請負人以外の下請負人

次のいずれかに該当する場合

ア 受注者が、当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としていると発注者が認

め、その旨を通知した日から３０日（発注者が、受注者において確認書類を当該

期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長した

ときは、その延長後の期間）以内に確認書類を発注者に提出した場合。

イ 前号に定める特別の事情があると発注者が認める場合。

４ 受注者は、当該社会保険等未加入建設業者が前項第１号に掲げる下請負人である場

合において、同号に定める特別の事情があると認められなかったとき又は同号に定め

る特別の事情があると認められたにもかかわらず、同号に定める期間内に確認書類が

提出されなかったときは、発注者の請求に基づき、違約罰（制裁金）として、受注者

が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の請負代金額（下請契約締結後、

請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の１０分の１に相当する

額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（特許権等の使用）

第８条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の日本国の法令に基づ

き保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材

料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければなら

ない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図

書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかった

ときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督官）

第９条 発注者は、監督官を定めたときは、その氏名を受注者に通知しなければならな

い。監督官を変更したときも同様とする。

２ 監督官は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権

限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督官に委任したもののほか、設計図書

に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

1. この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又

は協議

1. 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
2. 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試

験若しくは検査（確認を含む。）

３ 発注者は、２名以上の監督官を定め、前項の権限を分担させたときにあってはそれ

ぞれの監督官の有する権限の内容を、監督官にこの契約書に基づく発注者の権限の一

部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければな

らない。

４ 第２項の規定に基づく監督官の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなけ

ればならない。

５ この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書

に定めるものを除き、監督官を経由して行うものとする。この場合においては、監督

官に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

（現場代理人及び主任技術者等）

第１０条 受注者は、次に掲げる者を定め、工事現場に配置し、設計図書に定めるとこ

ろにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの

者を変更したときも同様とする。

(1) 現場代理人

(2) 専任の主任技術者（建設業法第２６条第１項に規定する主任技術者をいう。以下

同じ。）又は専任の監理技術者（同法第２６条第２項に規定する監理技術者をいう。

以下同じ。）

(3) 専門技術者（建設業法第２６条の２に規定する建設工事の施工の技術上の管理を

つかさどる者をいう。以下同じ。）

２ 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行

うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第１２条第１項

の請求の受取、同条第３項の決定及び通知、同条第４項の請求、同条第５項の通知の

受取並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限

を行使することができる。

３ 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り

及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合

には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

４ 受注者は、第２項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任

せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者

に通知しなければならない。

５ 現場代理人、主任技術者及び監理技術者並びに専門技術者は、これを兼ねることが

できる。

（履行報告）

第１１条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者

に報告しなければならない。

（工事関係者に関する措置請求）

第１２条 発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者若しくは監理技術者又は専門

技術者を兼任する現場代理人にあってはこれらの者の職務を含む。）の執行につき著

しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、

必要な措置を採るべきことを請求することができる。

２ 発注者又は監督官は、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者（これらの者

と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用して

いる下請負人、労働者等で、工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるも

のがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を採

るべきことを請求することができる。

３ 受注者は、前２項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について

決定し、その結果を請求を受けた日から１０日以内に発注者に通知しなければならな

い。

４ 受注者は、監督官がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注

者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を採るべきことを請求する

ことができる。

５ 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決

定し、その結果を請求を受けた日から１０日以内に受注者に通知しなければならない。

（工事材料の品質及び検査等）

第１３条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にそ

の品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質（営繕工事にあっては、均衡

を得た品質）を有するものとする。

２ 受注者は、設計図書において監督官の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）

を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したもの

を使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注

者の負担とする。

３ 監督官は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から７日以

内に応じなければならない。

４ 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督官の承諾を受けないで工事現場外

に搬出してはならない。

５ 受注者は、前項の規定にかかわらず、第２項の検査の結果不合格と決定された工事

材料については、当該決定を受けた日から７日以内に工事現場外に搬出しなければな

らない。

（監督官の立会い及び工事記録の整備等）

第１４条 受注者は、設計図書において監督官の立会いの上調合し、又は調合について

見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、

又は当該検査に合格したものを使用しなければならない。

２ 受注者は、設計図書において監督官の立会いの上施工するものと指定された工事に

ついては、当該立会いを受けて施工しなければならない。

３ 受注者は、前２項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書にお

いて見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督官の請求があったときは、当該請求を受けた日から７日以内に提出しなければならない。

４ 監督官は、受注者から第１項又は第２項の立会い又は見本検査を請求されたときは、

当該請求を受けた日から７日以内に応じなければならない。

５ 前項の場合において、監督官が正当な理由なく受注者の請求に７日以内に応じない

ため、その後の工程に支障を来すときは、受注者は、監督官に通知した上、当該立会

い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工する

ことができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施

工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督官の請求が

あったときは、当該請求を受けた日から７日以内に提出しなければならない。

６ 第１項、第３項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の

記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

（支給材料及び貸与品）

第１５条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与

する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、

引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

２ 監督官は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注

者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合に

おいて、受注者は、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が

設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発

注者に通知しなければならない。

３ 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から７日以内

に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

４ 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第

２項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

５ 発注者は、受注者から第２項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において

必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料

若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規

格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により受注者に当該支給材料若し

くは貸与品の使用を請求しなければならない。

６ 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品

の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することがで

きる。

７ 発注者は、前２項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請

負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければ

ならない。

８ 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければなら

ない。

９ 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によっ

て不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。

１０ 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又は

その返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは

原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

１１ 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、

監督官の指示に従わなければならない。

（寄託機械機器）

第１６条 受注者は、発注者が指定する寄託者（以下「寄託者」という。）が保有する

据付けを要する機械機器（以下「寄託品」という。）を寄託者から寄託されたときは、

その品名、数量、引渡場所及び引渡時期については、設計図書に定めるところにより

監督官の立会いの上その引渡しを受けるものとする。

２ 受注者は、前項の引渡しを受けたときは、その受領書を監督官を通じて寄託者に提

出しなければならない。

３ 発注者は、必要があるときは、第１項の寄託品の数量、品質、規格、引渡場所及び

引渡時期を変更することができる。

４ 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負

代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければな

らない。

５ 受注者は、自己の故意又は過失により寄託品が滅失し、若しくはき損し、又はその

返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、原状に復し、

又は損害を賠償しなければならない。

（工事用地の確保等）

第１７条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な

用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図

書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

２ 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければな

らない。

３ 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、

当該工事用地等に受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物そ

の他の物件（下請負人の所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下この条にお

いて同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地

等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

４ 前項の場合において、受注者が正当な理由なく相当の期間内に当該物件を撤去せず、

又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わ

って当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。こ

の場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議

を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費

用を負担しなければならない。

５ 第３項に規定する受注者の採るべき措置の期限、方法等については、発注者が受注

者の意見を聴いて定める。

（設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等）

第１８条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督官が

その改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、

当該不適合が監督官の指示その他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者

は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に

損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

２ 監督官は、受注者が第１３条第２項又は第１４条第１項から第３項までの規定に違

反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検

査することができる。

３ 前項に規定するほか、監督官は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認めら

れる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理

由を受注者に通知して、工事の施工部分を必要最小限度破壊して検査することができ

る。

４ 前２項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

（条件変更等）

第１９条 受注者は、工事の施工に当たり、次のいずれかに該当する事実を発見したと

きは、その旨を直ちに監督官に通知し、その確認を請求しなければならない。

1. 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。

（これらの優先順位が定められている場合を除く。）

(2) 設計図書に誤り又は脱漏があること。

(3) 設計図書の表示が明確でないこと。

(4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然

的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。

２ 監督官は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実

を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただ

し、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

３ 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対して採るべき措置を指示

する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、調査の終了後１４日以内

に、受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得

ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長するこ

とができる。

４ 発注者は、前項の調査の結果において第１項の事実が確認された場合において、必

要があると認められるときは、第１項第１号から第３号までのいずれかに該当し設計

図書を訂正する必要があるもの又は同項第４号又は第５号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うものは発注者が行わなければならない。ただし、同項第４号又は第５号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものは発注者と受注者とが協議して発注者が行わなければならない。

５ 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必

要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を

及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）

第２０条 発注者は、前条第４項に規定する場合のほか、必要があると認めるときは、

設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場

合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変

更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工事の中止）

第２１条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、

地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」

という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損

害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

２ 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を

受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

３ 発注者は、前２項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要が

あると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行

に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その

他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（受注者の請求による工期の延長）

第２２条 受注者は、天候の不良、第２条の規定に基づく関連工事の調整への協力その

他受注者の責めに帰することができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

２ 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められる

ときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責め

に帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を

行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（発注者の請求による工期の短縮等）

第２３ 条発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮

変更を受注者に請求することができる。

２ 発注者は、この契約書の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特

別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工

期への変更を請求することができる。

３ 発注者は、前２項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変

更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工期の変更方法）

第２４条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議

開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知す

る。

２ 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通

知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第２２条の場合に

あっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工

期変更の請求を受けた日）から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注

者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（請負代金額の変更方法等）

第２５条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、

協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通

知する。

２ 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通

知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から７日以内に協議開

始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知するこ

とができる。

３ この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場

合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定め

る。

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第２６条 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

２ 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なイン

フレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、

発注者又は受注者は、前項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することが

できる。

３ 前２項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議

して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合にあっては、

発注者が定め、受注者に通知する。

４ 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通

知しなければならない。ただし、発注者が第１項又は第２項の請求を行った日又は受

けた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日

を定め、発注者に通知することができる。

（臨機の措置）

第２７条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を採ら

なければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あら

かじめ監督官の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情がある

ときは、この限りでない。

２ 前項の場合においては、受注者は、その採った措置の内容を監督官に直ちに通知し

なければならない。

３ 監督官は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に

対して臨機の措置を採ることを請求することができる。

４ 受注者が第１項又は前項の規定により臨機の措置を採った場合において、当該措置

に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲内において負担することが適当でな

いと認められる部分については、発注者が負担する。

（一般的損害）

第２８条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その

他工事の施工に関して生じた損害（次条第１項若しくは第２項又は第３０条第１項に

規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損

害（第５０条第１項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）

のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした影響）

第２９条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠

償しなければならない。ただし、その損害（第５０条第１項の規定により付された保

険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責

めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

２ 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、

地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がそ

の損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者

が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担

する。

３ 前２項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害等）

第３０条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあっては、

当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することが

できないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮

設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたとき

は、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

２ 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第５０条第１項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

３ 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負

担を発注者に請求することができる。

４ 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったとき

は、当該損害の額（工事目的物、仮設物、工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建

設機械器具であって第１３条第２項、第１４条第１項若しくは第２項又は第３９条第

３項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認するこ

とができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計

額（第６項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の１００分の１を超

える額を負担しなければならない。

５ 損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算

定する。

1. 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはそ

の評価額を差し引いた額とする。

1. 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、

残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

1. 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当

該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能 を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

６ 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第２次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第４項中「当該損害の額」とあるのは「損

害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取

片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の１００分の１を超える額」とあ

るのは「請負代金額の１００分の１を超える額から既に負担した額を差し引いた額」

とみなして同項の規定を適用する。

（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）

第３１条 発注者は第８条、第１５条、第１６条、第１８条から第２３条まで、第２６

条から第２８条まで、前条又は第３４条の規定により請負代金額を増額すべき場合又

は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は

負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、

設計図書の変更内容は発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日か

ら１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

２ 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通

知しなければならない。ただし、発注者が同項の請負代金額を増額すべき事由又は費

用を負担すべき事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、

受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（検査及び引渡し）

第３２条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならな

い。

２ 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査官」という。）は、

前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から１４日以内に受注者の立

会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認をするための検査を完

了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注

者又は検査官は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工

事目的物を必要最小限度破壊して検査することができる。

３ 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

４ 発注者は、第２項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の

引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

５ 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負

代金の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、

受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

６ 受注者は、工事が第２項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査

を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成と見なして

前５項の規定を適用する。

（請負代金の支払）

第３３条 受注者は、前条第２項の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求する

ことができる。

２ 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から４０日以内

に請負代金を支払わなければならない。

３ 発注者がその責めに帰すべき理由により前条第２項の期間内に検査をしないとき

は、その期限を経過した日から検査した日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合にお

いて、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定

期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（部分使用）

第３４条 発注者は、第３２条第４項又は第５項の規定による引渡し前においても、受

注者の承諾を得て工事目的物の全部又は一部を使用することができる。

２ 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使

用しなければならない。

３ 発注者は、第１項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって

受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（中間検査）

第３５条 発注者は、必要があると認めるときは、工事施工の途中において、発注者の

指定する出来形部分について検査を行うことができる。

（前金払）

第３６条 受注者は、保証事業会社と、この契約書記載の工事完成の時期を保証期限と

する公共工事の前払金保証事業に関する法律第２条第５項に規定する保証契約（以下

「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の

１０分の４以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。

２ 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から１４日以内

に前払金を支払わなければならない。

３ 受注者は、第１項の規定により前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払

金に関し、この契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保障契約を締結し、そ

の保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の１０分の２以内の中間前払金の支払を

発注者に請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

４ 受注者は、前項の規定により中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらか

じめ、発注者又は発注者の指定する者の中間前金払に係る認定を受けなければならな

い。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったと

きは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。

５ 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金

額の１０分の４（第３項の規定により中間前払金の支払を受けているときは１０分の

６）から受領済みの前払金額（同項の規定により中間前払金の支払を受けているとき

は、当該中間前払金の額を含む。以下この条から第３８条まで、第４５条及び第４９

条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求する

ことができる。この場合においては、第２項の規定を準用する。

６ 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減

額後の１０分の５（第３項の規定により中間前払金の支払を受けているときは１０分

の６。次項において同じ。）を超えるときは、請負代金額が減額された日から３０日

以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、この項の期間内に第３９条又

は第４０条の規定による支払をしようとするときは、発注者は、この支払額の中から

その超過額を控除することができる。

７ 受注者は、前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額

した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、

その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の

額であるときは、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の１０分の５の

額を差し引いた額を返還しなければならない。

８ 発注者は、受注者が第６項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還

額につき、同項の期間を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に

応じ、年２．７パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法

律第２５６号）第８条第１項に規定する財務大臣が決定する率）の割合で計算した額

の遅延利息の支払を請求することができる。

（保証契約の変更）

第３７条 受注者は、前条第５項の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金

の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発

注者に寄託しなければならない。

２ 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証

契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

３ 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代

わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

第３８条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購

入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、

修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以

外の支払に充当してはならない。

（部分払）

第３９条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分及び工事現場に搬入済みの工事材料

及び製造工場等にある工場製品（第１３条第２項の規定により監督官の検査を要する

ものにあっては当該検査に合格したもの、監督官の検査を要しないものにあっては設

計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当

額の１０分の９以内の額について、次項から第７項までに定めるところにより部分払

を請求することができる。ただし、この請求は工期中回を超えることができない。

２ 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形

部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。

３ 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から１４日以内に、受注者の

立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、

当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、

必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を必要最

小限度破壊して検査することができる。

４ 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

５ 受注者は、第３項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができ

る。この場合において、発注者は、当該請求を受けた日から１４日以内に部分払金を

支払わなければならない。

６ 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第１項の請負代金相当

額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が第３項前段の通知をし

た日から１０日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払の額≦第１項の請負代金相当額×（９／10－前払金額／請負代金額）

７ 第５項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合にお

いては、第１項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に

部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

（部分引渡し）

第４０条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先立って引渡

しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合におい

て、当該指定部分の工事が完了したときについては、第３２条中「工事」とあるのは

「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」

と、同条第５項及び第３３条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」

と読み替えて、これらの規定を準用する。

２ 前項の規定により準用される第３３条第１項の規定により請求することのできる

部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算出する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用する第３２条第２項の検査の結果を通知した日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額＝指定部分に相応する請負代金の額×（１－前払金

額／請負代金額）

（第三者による代理受領）

第４１条 受注者は、発注者の承認を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三

者を代理人とすることができる。

２ 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者

の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第３３条（第４０条において準用する場合を含む。）又は第３９条の規定に基づく支払をしなければならない。

（前払金等の不払に対する受注者の工事中止）

第４２条 受注者は、発注者が第３６条、第３９条又は第４０条において準用される第

３３条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもか

かわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができ

る。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により直ちにその旨を

発注者に通知しなければならない。

２ 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要が

あると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行

に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その

他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（瑕疵担保）

第４３条 発注者は、工事目的物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定

めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請

求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を

要するときは、発注者は、修補を請求することができない。

２ 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第３２条第４項又は第５項

（第４０条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受

けた日から１年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことができる期間は１０年とする。

３ 発注者は、工事目的物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第１項の規

定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害

賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知ってい

たときは、この限りでない。

４ この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成１１年法律第８１号）第

９４条第１項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の

品質確保の促進等に関する法律施行令（平成１２年政令第６４号）第５条に定める部

分の瑕疵（構造耐力又は雨水の侵入に影響のないものを除く。）について修補又は損

害賠償の請求を行うことのできる期間は１０年とする。

５ 発注者は、工事目的物が第１項の瑕疵により滅失又はき損したときは、第２項又は

前項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から６月以内に第１項の権利を

行使しなければならない。

６ 第１項の規定は、工事目的物の瑕疵が支給材料の性質又は発注者若しくは監督官の

指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその材料又は指示

が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第４４条 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。

２ 前項の損害金の額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金

額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年５．０パーセント（国の債権の管理等に

関する法律施行令（昭和３１年政令第３３７号）第２９条第１項本文に規定する財務

大臣が定める率）の割合で計算した額とする。

３ 発注者の責めに帰すべき事由により、第３３条第２項（第４０条において準用する

場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未

受領金額につき、遅延日数に応じ、年２．７パーセント（政府契約の支払遅延防止等

に関する法律第８条第１項に規定する財務大臣が決定する率）の割合で計算した額の

遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（公共工事履行保証証券による保証の請求）

第４５条 第４条の２第１項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が次条第１項各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

２ 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下

「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次に定める受注

者の権利及び義務を継承する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当

該権利及び義務を継承させる。

1. 請負代金債権（前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に

既に支払われたものを除く。）

(2) 工事完成債務

(3) 瑕疵担保債務（受注者が施工した出来形部分の瑕疵に係るものを除く。）

(4) 解除権

(5) その他この契約に係る一切の権利及び義務（第２９条の規定により受注者が施工

した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

３ 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各

号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

４ 第１項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証

券の規定に基づき保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注

者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証

金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消

滅する。

（発注者の解除権）

第４６条 発注者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができ

る。

(1) 受注者が正当な理由がなく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しない

とき。

1. 受注者がその責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかにないと認められるとき。

(3) 受注者が第１０条第１項第２号に掲げる者を定め、工事現場に配置しなかったと

き。

(4) 受注者が前三号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契

約の目的を達することができないと認められるとき。

(5) 第４８条第１項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(6) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者をいう。

以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合には

その役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号にお

いて同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害

を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められると

き。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する

など直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認めら

れるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約、資材、原材料等の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がア

からオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと

認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材、原材料等

の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）

に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかっ

たとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第４６条の２ 次のいずれかに該当する場合においては、受注者は、請負代金額の１０

分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

1. 前条の規定によりこの契約が解除された場合。
2. 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって注

者の債務について履行不能となった場合。

２ 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

1. 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成１６年

法律第７５号）第７４条第１項の規定により選任された破産管財人

1. 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成１

４年法律第１５４号）第６７条第１項の規定により選任された管財人

1. 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成１

１年法律第２２５号）第２条第２項の規定により選任された再生債務者等

３ 第１項の場合（前条第６号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）に

おいて、第４条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われ

ているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第１項の違約金に充当す

ることができる。

第４７条 発注者は、工事が完成するまでの間は、第４６条の規定によるほか、必要

があるときは、この契約を解除することができる。

２ 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼし

たときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

第４８条 受注者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができ

る。

(1) 第２０条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が３分の２以上減少したとき。

(2) 第２１条の規定による工事の施工の中止期間が工期の１０分の５（工期の１０分

の５が６月を超えるときは、６月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみ

の場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後３月を経過しても、なお

その中止が解除されないとき。

(3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の履行が不可能となったと

き。

２ 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、

その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（解除に伴う措置）

第４９条 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、

当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を必要最小限度破壊して検査することができる。

２ 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

３ 第１項の場合において、第３６条の規定による前払金があったときは、当該前払金

の額（第３９条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した

前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除す

る。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解

除が第４６条又は第４６条の２第２項の規定によるときにあっては、その余剰額に前

払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年２．７パーセント（政府契約の支払

遅延防止等に関する法律第８条第１項に規定する財務大臣が決定する率）の割合で計

算した額の利息を付した額を、解除が前２条の規定によるときにあっては、その余剰

額を発注者に返還しなければならない。

４ 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料及び寄託品があるときは、

第１項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返

還しなければならない。この場合において、当該支給材料及び寄託品が受注者の故意

若しくは過失により滅失若しくはき損したとき又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

５ 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品

を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意

又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、

又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

６ 受注者は、この契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有し、又

は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有し、又は

管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、

当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡

さなければならない。

７ 前項の場合において、受注者が正当な理由がなく、相当の期間内に物件を撤去せず、

又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わ

って当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。こ

の場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議

を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費

用を負担しなければならない。

８ 第４項前段及び第５項前段に規定する受注者の採るべき措置の期限、方法等につい

ては、この契約の解除が第４６条又は第４６条の２第２項の規定によるときは発注者

が定め、前２条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、

第４項後段、第５項後段及び第６項に規定する受注者の採るべき措置の期限、方法等

については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

（火災保険等）

第５０条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において

同じ。）等を設計図書で定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（こ

れに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

２ 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わ

るものを直ちに発注者に提示しなければならない。

３ 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第１項の規定による保険以外の保険に付し

たときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

（制裁金等の徴収）

第５１条 受注者が、この契約に基づく制裁金、賠償金、損害金又は違約金を発注者の

指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定す

る期間を経過した日から請負代金の支払の日まで年５．０パーセント（国の債権の管

理等に関する法律施行令第２９条第１項本文に規定する財務大臣が定める率）の割合

で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金とを相殺し、なお不足が

あるときは追徴する。

２ 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年５．０パーセ

ント（国の債権の管理等に関する法律施行令第２９条第１項本文に規定する財務大臣

が定める率）の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（違約金に関する特約）

第５２条 受注者（共同企業体にあっては、その構成員）が、次のいずれかに該当した

ときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金

額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の１０分の１に相当する額を違約

金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

1. この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭

和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又

は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独

占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付

命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定し

た当該納付命令が独占禁止法第６３条第２項の規定により取り消された場合を含

む。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１

号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

1. この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑

法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は独占禁止法第８９条第１項若しく

は第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

第５３条 受注者が前条の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注

者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年５．０パーセン

ト（国の債権の管理等に関する法律施行令第２９条第１項本文に規定する財務大臣が

定める率）の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（あっせん又は調停）

第５４条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者

は、建設業法による東京都建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

２ 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者又は

監理技術者若しくは専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督官の職務の執行に関する紛争については、第１２条第３項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第５項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第３項若しくは第５項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

（仲裁）

第５５条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停

により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁

合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

（補則）

第５６条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが

協議して定める。

（特約条項）

第５７条　特約条項は、「談合等の不正行為に関する特約条項」、「暴力団排除に関する特約条項」を付す。